

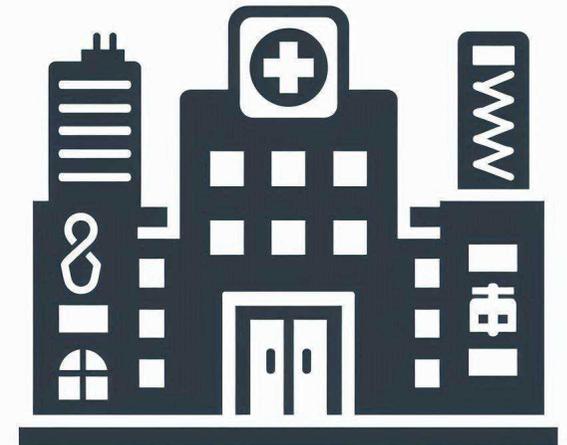
義務年限中の勤務について

	1～2年目 (2年)	3～4年目 (2年)	5～7年目 (3年)	8～9年目 (2年)
勤務形態	臨床研修 (臨床研修病院)	後期専門研修 (公的病院)	へき地診療所 等	病院勤務 (公的病院)
身分	県職員	当該病院職員	町村職員	当該病院職員

※ 義務年限の全ての勤務を果たすと在学中に借りた修学資金の返済が免除されます

義務年限中に勤務する公的病院

- 県や市町村が設立した公立病院
- 日本赤十字病院
- 済生会前橋病院
- 独立行政法人が設立した病院



群馬大学附属病院
高崎総合医療センター
沼田病院
渋川医療センター
心臓血管センター
がんセンター

公立碓氷病院
公立藤岡総合病院
国民健康保険鬼石病院
精神医療センター
小児医療センター

公立富岡総合病院
下仁田厚生病院
公立七日市病院
中之条病院
西吾妻福祉病院

伊勢崎市民病院
桐生厚生総合病院
館林厚生病院
前橋赤十字病院
原町赤十字病院
済生会前橋病院

へき地診療所

▲ 自治医科大学卒業
医師が勤務 ▲ その他の医師が
勤務

義務年限中に勤務するへき地診療所等

- 上野村へき地診療所
- 神流町国保中里診療所
- 四万へき地診療所
- 六合診療所
- 長野原町へき地診療所
- 東吾妻町国保診療所
- 西吾妻福祉病院（へき地医療拠点病院）

